

No	2-1-3	分類1	法令・規格	分類2	高圧ガス保安法
質 問	CEの蒸発器には防火設備を設置すべきですか。				
回 答	<p>一般則第2条第1項第18号ト(ハ)におけるコールド・エバポレータの定義は次のとおりで蒸発器を含んでいます。</p> <p>(ハ)コールド・エバポレータ(専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。以下同じ。)</p> <p>これを踏まえ、一般則例示基準「31. 防消火設備」4.2項において防火設備を設置することを要しないものとしてコールド・エバポレータ(CE)が記載されており、蒸発器についても防火設備は不要となります。</p>				
補 足	<p>一般則例示基準： 「31. 防消火設備」4.2項</p>				